

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成17年6月16日(2005.6.16)

【公開番号】特開2003-266862(P2003-266862A)

【公開日】平成15年9月25日(2003.9.25)

【出願番号】特願2002-74144(P2002-74144)

【国際特許分類第7版】

B 4 1 J 29/00

H 0 1 H 21/00

【F I】

B 4 1 J 29/00 T

H 0 1 H 21/00 3 3 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成16年9月16日(2004.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板部に設けられたスイッチと、

一端に支点が、他端に作動部が、中間位置に操作部がそれぞれ設けられた操作部材とを有し、

上記作動部が上記スイッチに対応して位置づけられ、上記操作部が押圧操作されることにより上記操作部材が上記支点を中心に回動して、当該操作部材の上記作動部が上記スイッチを作動させるよう構成され、

前記操作部材は複数本が樹脂にて一体成形され、各々が独立して操作され得るように、変形可能な変形部により連結された、

ことを特徴とするスイッチ機構。

【請求項2】

基板部に設けられたスイッチと、

一端に操作部が、他端に作動部が、中間位置に支点がそれぞれ設けられた操作部材とを有し、

上記作動部が上記スイッチに対応して位置づけられ、上記操作部が押圧操作されることにより上記操作部材が上記支点を中心に回動して、当該操作部材の上記作動部が上記スイッチを作動させるよう構成され、

前記操作部材は複数本が樹脂にて一体成形され、各々が独立して操作され得るように、変形可能な変形部により連結された、

ことを特徴とするスイッチ機構。

【請求項3】

上記変形部が、操作部材の支点側に設けられたことを特徴とする請求項1または請求項2に記載のスイッチ機構。

【請求項4】

走行可能なキャリッジに搭載された記録ヘッドがシートに画像を記録し、前方側に操作パネルを備えた記録装置において、

後方側に配置される基板部に設けられた操作スイッチと、

一端に支点が、他端に作動部が、中間位置に操作ボタンがそれぞれ設けられた操作部材

とを有し、

上記操作ボタンが上記操作パネル内に配置されると共に、上記作動部が上記操作スイッチに対応して位置づけられ、

上記操作ボタンが押圧操作されることにより上記操作部材が上記支点を中心に回動して、当該操作部材の上記作動部が上記操作スイッチを作動させるよう構成され、前記操作部材は複数本が樹脂にて一体成形され、各々が独立して操作され得るように、変形可能な変形部により連結されたことを特徴とする記録装置。

【請求項 5】

走行可能なキャリッジに搭載された記録ヘッドがシートに画像を記録し、前方側に操作パネルを備えた記録装置において、

後方側に配置される基板部に設けられた操作スイッチと、

一端に操作ボタンが、他端に作動部が、中間位置に支点がそれぞれ設けられた操作部材とを有し、

上記操作ボタンが上記操作パネル内に配置されると共に、上記作動部が上記操作スイッチに対応して位置づけられ、

上記操作ボタンが押圧操作されることにより上記操作部材が上記支点を中心に回動して、当該操作部材の上記作動部が上記操作スイッチを作動させるよう構成され、

前記操作部材は複数本が樹脂にて一体成形され、各々が独立して操作され得るように、変形可能な変形部により連結されたことを特徴とする記録装置。

【請求項 6】

上記変形部が、操作部材の支点側に設けられたことを特徴とする請求項 4 または請求項 5 に記載の記録装置。

【請求項 7】

上記操作パネルはケースに設けられ、操作部材は、上記ケースに係合されるパネルカバーによって支点側が押圧されて、上記ケースと上記パネルカバー間に支持されたことを特徴とする請求項 4 乃至 6 のいずれかに記載の記録装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

【課題を解決するための手段】

請求項 1 に記載の発明は、基板部に設けられたスイッチと、一端に支点が、他端に作動部が、中間位置に操作部がそれぞれ設けられた操作部材とを有し、上記作動部が上記スイッチに対応して位置づけられ、上記操作部が押圧操作されることにより上記操作部材が上記支点を中心に回動して、当該操作部材の上記作動部が上記スイッチを作動させるよう構成され、前記操作部材は複数本が樹脂にて一体成形され、各々が独立して操作され得るように、変形可能な変形部により連結された、ことを特徴とするものである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項 2 に記載の発明は、基板部に設けられたスイッチと、一端に操作部が、他端に作動部が、中間位置に支点がそれぞれ設けられた操作部材とを有し、上記作動部が上記スイッチに対応して位置づけられ、上記操作部が押圧操作されることにより上記操作部材が上記支点を中心に回動して、当該操作部材の上記作動部が上記スイッチを作動させるよう構成され、記操作部材は複数本が樹脂にて一体成形され、各々が独立して操作され得るよう

に、変形可能な変形部により連結された、ことを特徴とするものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項3に記載の発明は、請求項1または請求項2に記載の発明において、上記変形部が、操作部材の支点側に設けられたことを特徴とするものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項4に記載の発明は、走行可能なキャリッジに搭載された記録ヘッドがシートに画像を記録し、前方側に操作パネルを備えた記録装置において、後方側に配置される基板部に設けられた操作スイッチと、一端に支点が、他端に作動部が、中間位置に操作ボタンがそれぞれ設けられた操作部材とを有し、上記操作ボタンが上記操作パネル内に配置されると共に、上記作動部が上記操作スイッチに対応して位置づけられ、上記操作ボタンが押圧操作されることにより上記操作部材が上記支点を中心に回動して、当該操作部材の上記作動部が上記操作スイッチを作動させるよう構成され、前記操作部材は複数本が樹脂にて一体成形され、各々が独立して操作され得るように、変形可能な変形部により連結されたことを特徴とするものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項5に記載の発明は、走行可能なキャリッジに搭載された記録ヘッドがシートに画像を記録し、前方側に操作パネルを備えた記録装置において、後方側に配置される基板部に設けられた操作スイッチと、一端に操作ボタンが、他端に作動部が、中間位置に支点がそれぞれ設けられた操作部材とを有し、上記操作ボタンが上記操作パネル内に配置されると共に、上記作動部が上記操作スイッチに対応して位置づけられ、上記操作ボタンが押圧操作されることにより上記操作部材が上記支点を中心に回動して、当該操作部材の上記作動部が上記操作スイッチを作動させるよう構成され、前記操作部材は複数本が樹脂にて一体成形され、各々が独立して操作され得るように、変形可能な変形部により連結されたことを特徴とするものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

請求項6に記載の発明は、請求項4または請求項5に記載の発明において、上記変形部が、操作部材の支点側に設けられたことを特徴とするものである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項7に記載の発明は、請求項4乃至6のいずれかに記載の発明において、上記操作パネルはケースに設けられ、操作部材は、上記ケースに係合されるパネルカバーによって支点側が押圧されて、上記ケースと上記パネルカバー間に支持されたことを特徴とするものである。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0054

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0054】

【発明の効果】

請求項1乃至3に記載の発明に係るスイッチ機構によれば、操作性及び視認性を良好に確保しつつコストを低減できる。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0055】

請求項4乃至7に記載の発明に係る記録装置によれば、操作性及び視認性を良好に確保しつつコストを低減できる。